見積参加希望者様

独立行政法人水資源機構 分任契約職 筑後川上流総合管理所長 前 田 剛 宏 (公印省略)

見積依頼書

1 件 名 筑後川上流総管船舶点検整備業務(オープンカウンター方式)

2 履 行 場 所 福岡県朝倉市矢野竹地内 外5箇所

3 履 行 期 間 契約締結の翌日から令和8年2月13日まで

4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

1 現場説明 実施しません。

2 見 積 参 加 当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、物品製造等の業種区 条 件 分の『その他(役務の提供)』の認定を受けており、営業品目の『船舶修理・船検』に 登録しており、かつ、本店、支店又は営業所が福岡県、佐賀県又は大分県内に所 在する者であること。

3 見積書等

1)様式等見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章が押印されたものに限ります。なお、代表者の印章の押印は省略可能ですが、その場合は余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載して下さい。また、余白にくじ番号を記載して下さい。

2)提出方法 電子メール、ファクシミリ装置による通信、持参又は郵送による。(※電子メールアドレス、FAX番号は4)に記載のとおり)、なお、電子メールによる場合は、送信メールの件名に見積依頼書の件名を記載してください。

3) 提出期限 令和7年11月11日 12:00 まで

4)提出先 独立行政法人 水資源機構 筑後川上流総合管理所

TEL 0946-25-0113 FAX 0946-25-0133(又は0116) 電子メールアドレス nyukei chikugojouryu@water.go.jp

5)担 当 者 経理課 見上 潤

6)質問書 令和7年10月31日 12:00 まで

提出期限 ※質問書の回答については、翌日15:00までにホームページ上に掲載します。

7) 見積回数 2回を限度とする。

なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和7年11月12日 12:00 までとします。

8)その他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか を問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載して下さい。

②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。

4 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期 限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。

5 そ の 他

- 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
- 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
- 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。 くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。
- 4)請書を使用します。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

- 1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「O:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「O:ゼロ」として取り扱わせていただきます。
- 2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX) した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX) する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)	_	くじ用数値		
	1	2	3	※数字は明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積依頼書を送信(FAX)していただいた順に、「O:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「O:ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「O:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合



例) ・同価格者が3者の場合



仕 様 書

令和7年10月

独立行政法人水資源機構

筑後川上流総合管理所

第1節 総 則

1-1 適 用

この仕様書は、筑後川上流総管船舶点検整備業務(以下「本業務」という)に適用する。

1-2 業務概要

本業務は、筑後川上流総合管理所管内の寺内ダム、大山ダム、小石原川ダム、両筑平野用水、下筌ダム及び松原ダムで所有している船舶の機能維持のため、点検整備を行うものである。

1-3 履行場所

福岡県朝倉市矢野竹地内 外5箇所 詳細は次のとおりとする。

- 1. 寺内ダム管理所 福岡県朝倉市矢野竹地内 寺内ダム
- 2. 大山ダム管理所 大分県日田市大山町西大山地内 大山ダム
- 3. 小石原川ダム管理所 福岡県朝倉市江川地内 小石原川ダム
- 4. 両筑平野用水管理所 福岡県朝倉市江川地内 江川ダム
- 5. 下筌ダム管理室 熊本県阿蘇郡小国町大字黒渕地内 下筌ダム
- 6. 松原ダム管理室 大分県日田市大山町西大山地内 松原ダム

1-4 履行期間

履行期間は、雨天、休日等を見込み、契約締結の翌日から令和8年2月13日まで とする。

なお、休日等には、日曜日、祝日、年末年始休暇のほか、作業期間内の全土曜日を 含んでいる。

第2節 一般事項

2-1 履行範囲

本業務の履行範囲は、次の船舶の点検・整備及び試運転までの一切とする。

施設名	船名	数量	備考
寺内ダム管理所	巡視船(てらうち)	1隻	点検整備・試運転
	作業船(てらうち1号)	1隻	点検整備・試運転
大山ダム管理所	巡視船(おおやま1号)	1隻	点検整備・試運転
	作業船(おおやま2号)	1隻	点検整備・試運転
小石原川ダム	巡視船(あさくら)	1隻	点検整備・試運転
管理所	作業船(とうほう)	1隻	点検整備・試運転
両筑平野用水	巡視船(あきづき1号)	1隻	点検整備・試運転
管理所	作業船(あきづき3号)	1隻	点検整備・試運転
	作業船 (上秋月丸)	1隻	点検整備・試運転
下筌ダム管理室	作業船(おうしょう)	1隻	点検整備・試運転
松原ダム管理室	作業船 (梅翔)	1隻	点検整備・試運転

2-2 提出図書

受注者は、次に示す図書を提出するものとする。

- 1. 点検整備着手前に提出するもの
 - ・業務計画書(作業手順書、計画工程表含む) 1部(全施設)
- 2. 点検整備終了後速やかに提出するもの
 - · 点検整備報告書

7部(全施設1部、各施設1部)

点検整備報告書には次の内容を含むものとする。

- (1)点検整備記録書
 - ・総合所見
 - · 点検整備記録
 - · 不良不具合報告書
- (2)履行状況写真
- 3. その他担当職員が指示したもの 必要部数

2-3 設計変更

点検整備により不具合箇所の補修等が生じた場合は、追加の整備について協議のう え、設計内容の変更並びに請負代金額の変更を行うものとする。

2-4 異常発見時の対応

点検整備の結果、不具合箇所を発見した場合は、不具合状況、原因、修復または改 造方法等について、不具合箇所報告書により担当職員に報告するものとする。

2-5 現場発生品

本業務にて生じた現場発生品は、受注者において適切に処分するものとする。

2-6 安全管理

1. 安全管理

水上及び水辺での作業においては、必ず救命胴衣を着用し、落水による事故防止 に努めるものとする。

2. 船舶運転

船舶の試運転を行う場合、有資格者が操縦を行うものとする。

3. 水質保全

本業務にあたっては、ダム湖に油等の流出が生じないように作業を行うものとする。

なお、ダム湖に油等が流出した場合は、速やかに担当職員に連絡し、受注者の責任において油吸着マット、またはオイルフェンス等を用いて拡散防止するとともに、速やかに回収するものとする。

2-7 疑義等

受注者は、設計図書に明記されていない事項または疑義が生じた場合は、速やかに 担当職員に協議するものとする。

第3節 点検整備等

3-1 船舶の主要仕様

本業務の対象船舶の主要仕様は、別紙-1「船舶仕様一覧表」に示すとおりである。

3-2 点検整備

- 1. 点検項目は、別紙-2「点検項目表」のとおりとする。
- 2. 点検によって確認された不具合箇所のうち、調整、予備品取替で簡易に行えるものについては本業務に含まれるものとする。
- 3. 整備項目は、別紙-3「整備項目表」のとおりとし、取替等を行う部品等については受注者にて準備するものとする。
- 4. エンジンオイル及びギヤオイルは、各船舶で使用数量が確認できるように写真管 理を行うものとする。
- 5. 点検整備の実施日については、事前に担当職員と調整を行うものとする。
- 6. 点検整備に使用する船舶の燃料は、機構が無償支給するものとする。
- 7. 各ダム等の保管場所及び点検整備場所(作業ヤード)は次に示すとおりとする。

施 設 名	保管場所	点 検 整 備 場 所
寺内ダム管理所	艇庫	艇庫
大山ダム管理所	浮桟橋	大山ダム左岸側上流管理用道路
小石原川ダム管理所	浮桟橋	小石原川ダム右岸上流進入路
両筑平野用水管理所	艇庫	艇庫
下筌ダム管理室	艇庫	艇庫及び貯水池内の斜路
松原ダム管理室	浮桟橋	貯水池内の斜路

- 8. 保管場所から点検整備場所、ダム湖までの運搬は機構が行うものとする。
- 9. 両筑平野用水管理所のあきづき1号の固定金具及び固定ロープを取り外し、バッテリーを左舷シート下から中央部に移設し、固定するものとする。
- 10. 下筌ダム管理室及び松原ダム管理室の整備作業は、船体を牽引台車で引き上げ行うものとする。

なお、これら作業に必要な牽引台車、クレーン付きトラック及びスリングベルト 等は受注者において準備するものとする。

3-3 試運転

点検整備作業が終了した船舶は、ダム湖内を 10 分程度航行し船舶に異常がない ことを確認するものとする。

なお、両筑平野用水作業船(あきづき3号)用船外機予備については、水洗キット(モーターフラッシャー)等を用いて陸上にて船外機の試運転を実施するものとする。

その場合、水洗キットは機構所有のものを使用可能とし、試運転に係る水道水については無償支給する。

以 上

船舶仕様一覧表

- (1) 寺内ダム管理所
 - 巡視船(てらうち)
 - 作業船(てらうち1号)
- (2) 大山ダム管理所
 - 巡視船 (おおやま 1号)
 - 作業船(おおやま2号)
- (3) 小石原川ダム管理所
 - 巡視船(あさくら)
 - 作業船(とうほう)
- (4) 両筑平野用水管理所
 - 巡視船(あきづき1号)
 - ・作業船(あきづき3号)
 - 作業船(上秋月丸)
- (5)下筌ダム管理室
 - 作業船(おうしょう)
- (6) 松原ダム管理室
 - 作業船(梅翔)

船舶仕様一覧表

	所	i Ji	禹	寺内ダム	ム管理所	大山ダム	ム管理所	小石原川名	ダム管理所	Ī	両筑平野用水管理 原	f	下筌ダム管理室	松原ダム管理室	
舟	Λ.		名	巡視船	作業船	巡視船	作業船	巡視船	作業船	巡視船	作業船	作業船	作業船	作業船	
l n			10	てらうち	てらうち1号	おおやま1号	おおやま2号	あさくら	とうほう	あきづき1号	あきづき3号	上秋月丸	おうしょう	梅翔	
舟	公	舶 番	号	第294-23352号	第290-58818号	第293-39289号	第293-39288号	第290-65727号	第290-65726号	第290-36038号	第290-58228号	第290-52369号	第290-50831号	第290-50832号	
船	舶検	查手帳交	付年月	令和6年1月17日	令和6年1月17日	令和5年5月1日	令和5年5月1日	令和7年3月12日	令和7年3月12日	令和2年2月19日	令和5年3月1日	令和5年3月1日	令和7年3月17日	令和7年1月17日	
	船舶	舶取得年	月	平成18年1月	平成18年1月	平成23年4月	平成23年4月	平成31年3月	平成31年3月	平成2年3月16日	平成17年3月14日	平成11年4月21日	平成10年3月17日	平成10年3月17日	
船	舶検	查証書有	効期限	令和12年1月22日	令和12年1月24日	令和11年4月30日	令和11年4月30日	令和13年3月19日	令和13年3月19日	令和8年2月21日	令和11年3月13日	令和11年4月20日	令和10年3月16日	令和10年3月16日	
		船体	材質	FRP	ゴム	FRP	FRP								
		型	式	SR140-HH	822	ヤマハGS7	ヤマハAM7	ヤマハGS7	ヤマハAM7	EW4	W-23CF	FM-315	ヤマハGW3	ヤマハGW3	
		長	さ	3.87m	4.81m	7 . 19m	6.77m	6.82m	6.82m	4.46m	6.28m	2.84m	5 . 76m	5 . 76m	
角	, [ф	圖	1,85m	1,85m	2 . 17m	2.47m	2 . 47m	2.47m	2,13m	1,79m	1.48m	1 . 96m	1 . 96m	
1/2	k	深	さ	0.79m	0 . 85m	0 . 84m	0 . 84m	0 . 84m	0 . 84m	0 . 90m	0 . 69m	0.44m	1 . 01m	1.01m	
月伊		定	員	5人	4人	11人	11人	10人	10人	5人	5人	4人	6人	6人	
"	`[総ト	ン数	0.5t	0.7t	1 . 3t	1.3t	1 . 3t	1.3t	5t未満	0.7t	1	1	_	
		船体製	造者名	(株)シュカ・ーレイマリーン	(株)ト―ハツ	ヤマハ発動機㈱	ヤマハ発動機(株)	ヤマハ発動機(株)	ヤマハ発動機(株)	ヤマハ発動機㈱	(株)ト―ハツ	アキレスマリン(株)	ヤマハ発動機(株)	ヤマハ発動機(株)	
		機	関	ガソリン	ガソリン	ガソリン	ガソリン								
		18%	内	(4st)	(2st)	(4st)	(4st)								
		型	型	式	船外機	船外機2	船外機	船外機	船外機						
		Œ	10	(6BGK)	(6BPK)	(6C5)	(6C5)	(6C5)	(6C5)	(6C1)	(6FMK)	(6M8)	(6C1)	(6C1)	
	船	モデ	11. 夕	ヤマハ	ヤマハ	ヤマハ	ヤマハ								
	外	٠,	<i>7</i>	F40FETL	F25D	F60C	F60C	F60FET	F60FET	F50FETL	F25GWH		F50HET	F50HET	
	機	出	力	40PS	25PS	60PS	60PS	60PS	60PS	50PS	25PS	6PS	50PS	50PS	
機		製造	番号	1036598	1009685	1047209	1048029	1086586	1086585	1017099	1080825	009921	1092535	1091671	
関		燃	料	ガソリン	ガソリン	ガソリン	ガソリン								
関係		型	式		/						船外機1				
I/K	船		20								(6FMK)				
	外機	モデ	儿夕								ヤマハ				
	\sim		77 11								F25GWH				
	予備	出	カ								25PS	_	_	_	
	~ [製造	番号								1053312				
		燃	料	/	<u>/</u>		/	/	/	/	ガソリン	/		/	

点検項目表

- (1) 寺内ダム管理所
 - 巡視船 (てらうち)
 - ・作業船(てらうち1号)
- (2) 大山ダム管理所
 - 巡視船(おおやま1号)
 - 作業船(おおやま2号)
- (3) 小石原川ダム管理所
 - 巡視船 (あさくら)
 - 作業船(とうほう)
- (4) 両筑平野用水管理所
 - 巡視船 (あきづき 1号)
 - 作業船(あきづき3号)
 - 作業船(上秋月丸)
- (5) 下筌ダム管理室
 - 作業船(おうしょう)
- (6) 松原ダム管理室
 - 作業船(梅翔)

	**	□ おります は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	待機系
	点検内容	点検方法	
		無 1天 7	点换帕木 牌为
その他	点検後の状態復帰	いることを確認する。	
	船体各部	目視により、クラック・損傷等が無いか確認する。	
	風防	目視により、損傷・変形等が無いか確認する。	
	ガンネル	目視により、損傷・変形・剥離等が無いか確認する。	
64 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	ハッチ類	損傷・変形等が無く、開閉に支障が無いことを確認する。	
口 中 川又川技 衣	スカッパー	損傷・変形等が無く、開閉に支障が無いことを確認する。	
	ドレンプラグ	取付状態及び船体内の浸水等がないことを確認する。	
	防舷体	取付状態及び損傷・欠損等が無いことを確認する。	
	保留金具	取付状態及び損傷・欠損等が無いことを確認する。	
	ステアリングホイール	取付状態及びがたつき・動作具合等を確認する。	
	ステアリングオイル	油量、粘度、汚れ等を確認する。	
	ピボットシャフト	取付状態及び損傷・変形等が無いことを確認する。	
彙舵系統	リモートコントロールケーフ゛ル	取付状態及び損傷等が無いことを確認する。	
	セルモーターのピニオン	取付状態及び損傷等が無いことを確認する。	
	チルトロック	取付状態及び動作状態を確認する。	
	各リンク・ケーブル	取付状態及び駆動状態を確認する。	
	アノード	取付状態及び損傷・変形等が無いことを確認する。	
	塗装の状態	塗装状態(剥離)及び変色等が無いことを確認する。	
	燃料フィルター	取付状態及び汚れ等が無いことをを確認する。	
	冷却水の上がり具合	作動状態及び水量等を確認する。	
	冷却水通路の洗浄	異物等を取り除き洗浄する。	
	エンジン	始動具合及び異常・異常な振動等が無いことを確認する。	
	エンジンオイル	油量、粘度、汚れ等を確認する。	取替
	オイルフィルター	油量、粘度、汚れ等を確認する。	取替
エンジン系統	ギヤオイル	油量、粘度、汚れ等を確認する。	取替
	ガス・油・オイル・水漏れ	目視等により、漏れ等が無いことを確認する。	
	シフトの作動	作動状況を確認する。(調整等含む)	
	スロットルの作動	作動状況を確認する。(調整等含む)	
	チルトの作動	作動させ正常に動作することを確認する。	
	プロペラ	取付状態及び損傷・変形等が無いことを確認する。	
	スパークプラグ	取付状態及び摩耗・汚れ等が無いことを確認する。	
	アイドリング	始動させ確認する。(調整等含む)	
	燃料タンク・ホース	取付状態及び損傷・劣化等の無いことを確認する。	
	フューエルジョイント	取付状態及び損傷・ガソリン漏れ等が無いか確認する。	
然料系統	プライマリーポンプ	取付状態及び指傷・ガソリン漏れ等が無いか確認する。	
	船体燃料フィルター	清掃を行い、損傷・ガソリン漏れ等が無いか確認する。	
	バッテリー	液面を確認し、比重・電圧等を計測して記録する。	
	バッテリーターミナル	取付状態及び腐食等の無いことを確認する。	
	<u> </u>	接続状況及び劣化等が無いかを確認する。	
	各スイッチ類	作動させ正常に動作することを確認する。	
直気系統	各ヒューズ	ヒューズ切れ及び劣化等が無いか確認する。	
	計器類	正常に表示・動作していることを確認する。	
	航海灯	取付状態及び損傷・変形の有無、正常に点灯するか確認する。	
	サーチライト	取付を行い、正常に点灯するか確認する。	
2014			
その他	法定備品	法定備品に不足、期限切れがないことを確認する。	
	点検後の状態復帰	装置の状態、後片付け、清掃状況等、点検前の状態が復帰していることを確認する。	

注)	1	結果判定	V	正堂。	Λ	経過観察または要精密点検、	×	・異堂
<i>/</i> 工/	٠.	ᄳᄌᄁᄹ	v	. шт,	Δ	性心既示るため女相山忠保、	^	· 大中

- 2. 点検が実施できなかった場合は/を記入する。
- 3. 測定、計測を行ったものは数値を記入する。

符記爭垻:			

設備名	年月日: 〒和 	<u>年 月</u>	────────────────────────────────────	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	稼働形態		
装置区分	点検内容		<u>」欧洲区分</u> 点 検 方		1分目が72元	点検結果	備考
衣但四刀	船体各部	目視により、クラック				小块帕木	開う
	ガンネル	目視により、損傷・変					
	ハッチ類	損傷・変形等が無く、					
沿体一般艤装	スカッパー	損傷・変形等が無く、					
74711	ドレンプラグ	取付状態及び船体内の					
	防舷体	取付状態及び損傷・欠	****				
	保留金具	取付状態及び損傷・欠					
	ティラハンドル	取付状態及びがたつき					
	ピボットシャフト	取付状態及び損傷・変					
操舵系統	セルモーターのピニオン	取付状態及び損傷等が					
	チルトロック	取付状態及び動作状態					
	各リンク・ケーブル	取付状態及び駆動状態					
	アノード	取付状態及び損傷・変	こ 形等が無いこと	: を確認する。			
	塗装の状態	塗装状態(剥離)及び変	色等が無いこと	· を確認する。			
	燃料フィルター	取付状態及び汚れ等か	*無いことをを確	全認する。			
	冷却水の上がり具合	作動状態及び水量等を	:確認する。				
	冷却水通路の洗浄	異物等を取り除き洗浄	手する。				
	エンジン	始動具合及び異常・異	常な振動等が無	無いことを確認			
	エンジンオイル	油量、粘度、汚れ等を	· 確認する。				取替
	オイルフィルター	油量、粘度、汚れ等を	:確認する。				取替
エンジン系統	ギヤオイル	油量、粘度、汚れ等を	:確認する。				取替
	ガス・油・オイル・水漏れ	目視等により、漏れ等	手が無いことを確	 筆認する。			
	シフトの作動	作動状況を確認する。	(調整等含む)				
	スロットルの作動	作動状況を確認する。	(調整等含む)				
	チルトの作動	作動させ正常に動作す	ることを確認す	~る。			
	プロペラ	取付状態及び損傷・変	ご形等が無いこと	を確認する。			
	スパークプラグ	取付状態及び摩耗・汚	うれ等が無いこと	を確認する。			
	アイドリング	始動させ確認する。(調整等含む)				
	燃料タンク・ホース	取付状態及び損傷・劣	3化等の無いこと	を確認する。			
Libbulot - T Art	フューエルジョイント	取付状態及び損傷・カ	ブソリン漏れ等な	ご無いか確認で	する。		
燃料系統	プライマリーポンプ	取付状態及び損傷・カ	ブソリン漏れ等な	5無いか確認っ	上る。		
	船体燃料フィルター	清掃を行い、損傷・丸	jソリン漏れ等か	ぶ無いか確認で	トる。		
	バッテリー	液面を確認し、比重・	電圧等を計測し	て記録する。			取替
	バッテリーターミナル	取付状態及び腐食等の	無いことを確認	思する。			
電気系統	各配線	接続状況及び劣化等か	ば無いかを確認する	-る。			
	各スイッチ類	作動させ正常に動作す	ることを確認す	-る。			
	各ヒューズ	ヒューズ切れ及び劣化	2等が無いか確認	尽する。			
その他	法定備品	法定備品に不足、期限	見切れがないこと	を確認する。			
	点検後の状態復帰	装置の状態、後片付け いることを確認する。	^十 、清掃状況等、	点検前の状態	影が復帰して		

注)1.結果判定 V:正常、△:経過観察または要精密点検、×:

- 2. 点検が実施できなかった場合は/を記入する。
- 3. 測定、計測を行ったものは数値を記入する。

特記事項:			

設備名	〒月口: 〒州 ──巡視船(おおやま1号)		設備区分	□ は快夫が	稼働形態	待	
装置区分	点検内容			 法		点検結果	備考
	船体各部	目視により、クラック・			0	***************************************	2
	風防	目視により、損傷・変刑			*		
	ガンネル	目視により、損傷・変刑	ド・剥離等が	無いか確認す	る。		
	ハッチ類	損傷・変形等が無く、関			- 0		
船体一般艤装	スカッパー	損傷・変形等が無く、関					
	ドレンプラグ	取付状態及び船体内の落					
	防舷体	取付状態及び損傷・欠損			- 0		
	保留金具	取付状態及び損傷・欠損			-		
	ステアリングホイール	取付状態及びがたつき・			0		
	ステアリングオイル	油量、粘度、汚れ等を確		で 4年時の 4 ⊘。			
				し <i>ナ.1</i> 左⇒刃 → フ			
根的女伙	ピボットシャフト	取付状態及び損傷・変用			0		
操舵系統	リモートコントロールケーフ゛ル	取付状態及び損傷等が無					
	セルモーターのピニオン	取付状態及び損傷等が無		認する。			
	チルトロック	取付状態及び動作状態を					
	各リンク・ケーブル	取付状態及び駆動状態を					
	アノード	取付状態及び損傷・変用					
	塗装の状態	塗装状態(剥離)及び変色					
	燃料フィルター	取付状態及び汚れ等が無					
	冷却水の上がり具合	作動状態及び水量等を確	在認する。				
	冷却水通路の洗浄	異物等を取り除き洗浄す	ける。				
	エンジン	始動具合及び異常・異常	常な振動等が	無いことを確	認する。		
	エンジンオイル	油量、粘度、汚れ等を確認する。					取替
	オイルフィルター	油量、粘度、汚れ等を確	雀認する。				取替
エンジン系統	ギヤオイル	油量、粘度、汚れ等を硝	在認する。				取替
	ガス・油・オイル・水漏れ	目視等により、漏れ等な	び無いことを	確認する。			
	シフトの作動	作動状況を確認する。(調整等含む)				
	スロットルの作動	作動状況を確認する。(調整等含む)				
	チルトの作動	作動させ正常に動作する	ることを確認	 する。			
	プロペラ	取付状態及び損傷・変用			0		
	スパークプラグ	取付状態及び摩耗・汚れ			-		
	アイドリング	始動させ確認する。(調					
	燃料タンク・ホース	取付状態及び損傷・劣化		とを確認する			
	フューエルジョイント	取付状態及び損傷・ガン			-		
燃料系統	プライマリーポンプ	取付状態及び損傷・ガン			, • •		
	船体燃料フィルター	清掃を行い、損傷・ガン					
	バッテリー	液面を確認し、比重・電			, = 0		
	バッテリーターミナル	取付状態及び腐食等の無			0		
	各配線	接続状況及び劣化等が無					
	各スイッチ類	作動させ正常に動作する					
電気系統							
	各ヒューズ	ヒューズ切れ及び劣化等が無いか確認する。					
	計器類	正常に表示・動作してい			.1. mb=m 1. →		
	航海灯	取付状態及び損傷・変用	******		か催認する。		
	サーチライト	取付を行い、正常に点灯					
その他	法定備品	法定備品に不足、期限は	· ·		-		信号紅炎取春
	点検後の状態復帰	装置の状態、後片付け、 いることを確認する。	清掃状況等	、点検前の状	態が復帰して		

:+\	4	4年田 401 中	い 工農		. 奴证知家士4.14.更焦索上校	· .	田出
注)	١.	結果刊正	V: 止吊、	Δ	: 経過観察または要精密点検、	× :	赛吊

- 2. 点検が実施できなかった場合は/を記入する。
- 3. 測定、計測を行ったものは数値を記入する。

特記事項:			

設 備 名	作業船(おおやま2号)		設備区分	Ⅲ 稼化	動形態	待	幾系
装置区分	点検内容		点 検 方			点検結果	備考
	船体各部	目視により、クラック	7 ・損傷等が無	ハか確認する。			
	ガンネル	目視により、損傷・変	変形・剥離等が	無いか確認する。			
	ハッチ類	損傷・変形等が無く、	開閉に支障が	無いことを確認する	5.		
船体一般艤装	スカッパー	損傷・変形等が無く、	開閉に支障が	無いことを確認する	5.		
	ドレンプラグ	取付状態及び船体内の)浸水等がない	ことを確認する。			
	防舷体	取付状態及び損傷・ク	て損等が無いこ	とを確認する。			
	保留金具	取付状態及び損傷・ク	て損等が無いこ	とを確認する。			
	ティラハンドル	取付状態及びがたつき	・動作具合等	を確認する。			
	ピボットシャフト	取付状態及び損傷・変	変形等が無いこ	とを確認する。			
操舵系統	セルモーターのピニオン	取付状態及び損傷等が	5無いことを確	認する。			
	チルトロック	取付状態及び動作状態	景を確認する。				
	各リンク・ケーブル	取付状態及び駆動状態	景を確認する。				
	アノード	取付状態及び損傷・変	変形等が無いこ	とを確認する。			
	塗装の状態	塗装状態(剥離)及び変	変色等が無いこ	とを確認する。			
	燃料フィルター	取付状態及び汚れ等か	5無いことをを	確認する。			
	冷却水の上がり具合	作動状態及び水量等を	全確認する。				
	冷却水通路の洗浄	異物等を取り除き洗剤	する。				
	エンジン	始動具合及び異常・昇	異常な振動等が:	無いことを確認する	5.		
	エンジンオイル	油量、粘度、汚れ等を	~確認する。				取替
	オイルフィルター	油量、粘度、汚れ等を	と確認する。				取替
エンジン系統	ギヤオイル	油量、粘度、汚れ等を	全確認する。				取替
	ガス・油・オイル・水漏れ	目視等により、漏れ等	幹が無いことを	確認する。			
	シフトの作動	作動状況を確認する。	(調整等含む)				
	スロットルの作動	作動状況を確認する。	(調整等含む)				
	チルトの作動	作動させ正常に動作す	「ることを確認	する。			
	プロペラ	取付状態及び損傷・変	変形等が無いこ	とを確認する。			
	スパークプラグ	取付状態及び摩耗・汚	5れ等が無いこ	とを確認する。			
	アイドリング	始動させ確認する。(調整等含む)				
	燃料タンク・ホース	取付状態及び損傷・劣	6化等の無いこ	とを確認する。			
145 dol 24	フューエルジョイント	取付状態及び損傷・カ	ブソリン漏れ等 :	が無いか確認する。			
燃料系統	プライマリーポンプ	取付状態及び損傷・カ	ブソリン漏れ等:	が無いか確認する。			
	船体燃料フィルター	清掃を行い、損傷・カ	ブソリン漏れ等:	が無いか確認する。			
	バッテリー	液面を確認し、比重・	電圧等を計測	して記録する。			
	バッテリーターミナル	取付状態及び腐食等の	無いことを確				
電気系統	各配線	接続状況及び劣化等が	ご無いかを確認。	する。			
	各スイッチ類	作動させ正常に動作す	「ることを確認	する。			
	各ヒューズ	ヒューズ切れ及び劣化	2等が無いか確				
その他	法定備品	法定備品に不足、期間	見切れがないこ	 とを確認する。			信号紅炎取者
	点検後の状態復帰	装置の状態、後片付けいることを確認する。		、点検前の状態が行	复帰して		

注)	1.	結果判定	V:正常.	Δ	: 経過観察または要精密点検、	×	: 異常
<u>/</u> _/		かしたてった	v	_	・性地形があたら女相田が大く		· 75 m

- 2. 点検が実施できなかった場合は/を記入する。
- 3. 測定、計測を行ったものは数値を記入する。

持記事項:

設 備 名	巡視船(あさくら)	設備区分 Ⅲ 稼働形態	待機系
装置区分	点検内容	点検方法点検	:結果 備考
	船体各部	目視により、クラック・損傷等が無いか確認する。	
	風防	目視により、損傷・変形等が無いか確認する。	
	ガンネル	目視により、損傷・変形・剥離等が無いか確認する。	
가 사는 - 하면 주셨기나	ハッチ類	損傷・変形等が無く、開閉に支障が無いことを確認する。	
沿体一般艤装	スカッパー	損傷・変形等が無く、開閉に支障が無いことを確認する。	
	ドレンプラグ	取付状態及び船体内の浸水等がないことを確認する。	
	防舷体	取付状態及び損傷・欠損等が無いことを確認する。	
	保留金具	取付状態及び損傷・欠損等が無いことを確認する。	
	ステアリングホイール	取付状態及びがたつき・動作具合等を確認する。	
	ステアリングオイル	油量、粘度、汚れ等を確認する。	
	ピボットシャフト	取付状態及び損傷・変形等が無いことを確認する。	
操舵系統	リモートコントロールケーフ゛ル	取付状態及び損傷等が無いことを確認する。	
	セルモーターのピニオン	取付状態及び損傷等が無いことを確認する。	
	チルトロック	取付状態及び動作状態を確認する。	
	各リンク・ケーブル	取付状態及び駆動状態を確認する。	
	アノード	取付状態及び損傷・変形等が無いことを確認する。	
	塗装の状態	塗装状態(剥離)及び変色等が無いことを確認する。	
	燃料フィルター	取付状態及び汚れ等が無いことをを確認する。	
	冷却水の上がり具合	作動状態及び水量等を確認する。	
	冷却水通路の洗浄	異物等を取り除き洗浄する。	
	エンジン	始動具合及び異常・異常な振動等が無いことを確認する。	
	エンジンオイル	油量、粘度、汚れ等を確認する。	取替
- 、 、	オイルフィルター	油量、粘度、汚れ等を確認する。	取替
エンジン系統	ギヤオイル	油量、粘度、汚れ等を確認する。	取替
	ガス・油・オイル・水漏れ	目視等により、漏れ等が無いことを確認する。	
	シフトの作動	作動状況を確認する。(調整等含む)	
	スロットルの作動	作動状況を確認する。(調整等含む)	
	チルトの作動	作動させ正常に動作することを確認する。	
	プロペラ	取付状態及び損傷・変形等が無いことを確認する。	
	スパークプラグ	取付状態及び摩耗・汚れ等が無いことを確認する。	
	アイドリング	始動させ確認する。(調整等含む)	
	燃料タンク・ホース	取付状態及び損傷・劣化等の無いことを確認する。	
幹町 女 谷	フューエルジョイント	取付状態及び損傷・ガソリン漏れ等が無いか確認する。	
然料系統	プライマリーポンプ	取付状態及び損傷・ガソリン漏れ等が無いか確認する。	
	船体燃料フィルター	清掃を行い、損傷・ガソリン漏れ等が無いか確認する。	
	バッテリー	液面を確認し、比重・電圧等を計測して記録する。	
	バッテリーターミナル	取付状態及び腐食等の無いことを確認する。	
	各配線	接続状況及び劣化等が無いかを確認する。	
尼与亚达	各スイッチ類	作動させ正常に動作することを確認する。	
直気系統	各ヒューズ	ヒューズ切れ及び劣化等が無いか確認する。	
	計器類	正常に表示・動作していることを確認する。	
	航海灯	取付状態及び損傷・変形の有無、正常に点灯するか確認する。	
	サーチライト	取付を行い、正常に点灯するか確認する。	
その他	法定備品	法定備品に不足、期限切れがないことを確認する。	
	占格後の坐能復居	装置の状態、後片付け、清掃状況等、点検前の状態が復帰して	
÷↑↑	点検後の状態復帰 マン・正常、△:経過観察ま	いることを確認する。	

- 注) 1. 結果判定 V:正常、Δ:経過観察または要精密点検、X:異常
 - 2. 点検が実施できなかった場合は/を記入する。
 - 3. 測定、計測を行ったものは数値を記入する。

特記事項:			

設 備 名	作業船(とうほう)		設備区分	Ш	稼働形態	待	幾系
装置区分	点検内容		点検方	 法	•	点検結果	備考
	船体各部	目視により、クラック	損傷等が無い	いか確認する。			
	ガンネル	目視により、損傷・変	形・剥離等が無	無いか確認する	<u></u> る。		
	ハッチ類	損傷・変形等が無く、	開閉に支障が無	無いことを確認 しんこう しゅうしん しょうしん しょうしん しょうしん しょく かんしん しょうしん しゅうしゅう しゅうしん しゅうしゅう しゃまれる しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゃ しゅうしゅう しゅうしゃ しゅうしゅう しゅうしゃ しゃ し	認する。		
船体一般艤装	スカッパー	損傷・変形等が無く、	開閉に支障が無	無いことを確認	認する。		
	ドレンプラグ	取付状態及び船体内の	浸水等がないこ	とを確認する	る。		
	防舷体	取付状態及び損傷・欠	:損等が無いこと	こを確認する。	ı		
	保留金具	取付状態及び損傷・欠	:損等が無いこと	こを確認する。	ı.		
	ティラハンドル	取付状態及びがたつき	・動作具合等を	を確認する。			
	ピボットシャフト	取付状態及び損傷・変					
操舵系統	セルモーターのピニオン	取付状態及び損傷等が	無いことを確認	とする。			
	チルトロック	取付状態及び動作状態	を確認する。				
	各リンク・ケーブル	取付状態及び駆動状態	を確認する。				
	アノード	取付状態及び損傷・変	形等が無いこと	こを確認する。			
	塗装の状態	塗装状態(剥離)及び変	色等が無いこと	: を確認する。			
	燃料フィルター	取付状態及び汚れ等が	無いことをを確	雀認する。			
	冷却水の上がり具合	作動状態及び水量等を					
	冷却水通路の洗浄	異物等を取り除き洗浄	·する。				
	エンジン	始動具合及び異常・異	常な振動等が無	無いことを確認	認する。		
	エンジンオイル	油量、粘度、汚れ等を	確認する。				取替
エンジン系統	オイルフィルター	油量、粘度、汚れ等を	確認する。				取替
エンシン示机	ギヤオイル	油量、粘度、汚れ等を	確認する。				取替
	ガス・油・オイル・水漏れ	目視等により、漏れ等	が無いことを確	産認する。			
	シフトの作動	作動状況を確認する。	(調整等含む)				
	スロットルの作動	作動状況を確認する。	(調整等含む)				
	チルトの作動	作動させ正常に動作す	ることを確認っ	上る。			
	プロペラ	取付状態及び損傷・変	形等が無いこと	こを確認する。			
	スパークプラグ	取付状態及び摩耗・汚	れ等が無いこと	こを確認する。			
	アイドリング	始動させ確認する。(記	調整等含む)				
	燃料タンク・ホース	取付状態及び損傷・劣	化等の無いこと	こを確認する。	1		
燃料系統	フューエルジョイント	取付状態及び損傷・カ	`ソリン漏れ等ス	ぶ無いか確認~	する。		
XXX17下形L	プライマリーポンプ	取付状態及び損傷・ガ	`ソリン漏れ等カ	ぶ無いか確認~	する。		
	船体燃料フィルター	清掃を行い、損傷・ガ	`ソリン漏れ等カ	ぶ無いか確認で	する。		
	バッテリー	液面を確認し、比重・	電圧等を計測し	、て記録する。	ı		
	バッテリーターミナル	取付状態及び腐食等の	無いことを確認	思する。			
電気系統	各配線	接続状況及び劣化等が	無いかを確認っ	する。			
	各スイッチ類	作動させ正常に動作す	ることを確認っ	する 。			
	各ヒューズ	ヒューズ切れ及び劣化	等が無いか確認	忍する。			
その他	法定備品	法定備品に不足、期限	·切れがないこと	とを確認する。			
	点検後の状態復帰	装置の状態、後片付け いることを確認する。	、清掃状況等、	点検前の状態	態が復帰して		

注)	1.	結果判定	V:正常、	Δ	:	経過観察または要精密点検、	×	:	異常
----	----	------	-------	---	---	---------------	---	---	----

- 2. 点検が実施できなかった場合は/を記入する。
- 3. 測定、計測を行ったものは数値を記入する。

特記事項:			

設備名	<u> </u>	設備区分 Ⅲ 稼働形態		·············· 徐系
装置区分	点検内容	点検方法	点検結果	備考
双巨口 //	船体各部	目視により、クラック・損傷等が無いか確認する。	M. Del Hole	, m · 3
	風防	目視により、損傷・変形等が無いか確認する。		
	ガンネル	目視により、損傷・変形・剥離等が無いか確認する。		
	ハッチ類	損傷・変形等が無く、開閉に支障が無いことを確認する。		
船体一般艤装	スカッパー	損傷・変形等が無く、開閉に支障が無いことを確認する。		
	ドレンプラグ	取付状態及び船体内の浸水等がないことを確認する。		
	防舷体	取付状態及び損傷・欠損等が無いことを確認する。		
	保留金具	取付状態及び損傷・欠損等が無いことを確認する。		
	ステアリングホイール	取付状態及びがたつき・動作具合等を確認する。		
	ステアリングオイル	油量、粘度、汚れ等を確認する。		
	ピボットシャフト	取付状態及び損傷・変形等が無いことを確認する。		
操舵系統		取付状態及び損傷等が無いことを確認する。		
米加口不加	リモートコントロールケーフ・ル			
	セルモーターのピニオン	取付状態及び損傷等が無いことを確認する。		
	チルトロック	取付状態及び動作状態を確認する。		
	各リンク・ケーブル	取付状態及び駆動状態を確認する。		
	アノード	取付状態及び損傷・変形等が無いことを確認する。		
	塗装の状態	塗装状態(剥離)及び変色等が無いことを確認する。		
	燃料フィルター	取付状態及び汚れ等が無いことをを確認する。		
	冷却水の上がり具合	作動状態及び水量等を確認する。		
	冷却水通路の洗浄	異物等を取り除き洗浄する。		
	エンジン	始動具合及び異常・異常な振動等が無いことを確認する。		
	エンジンオイル	油量、粘度、汚れ等を確認する。		取替
エンジン系統	オイルフィルター	油量、粘度、汚れ等を確認する。		取替
	ギヤオイル	油量、粘度、汚れ等を確認する。		取替
	ガス・油・オイル・水漏れ	目視等により、漏れ等が無いことを確認する。		
	シフトの作動	作動状況を確認する。(調整等含む)		
	スロットルの作動	作動状況を確認する。(調整等含む)		
	チルトの作動	作動させ正常に動作することを確認する。		
	プロペラ	取付状態及び損傷・変形等が無いことを確認する。		
	スパークプラグ	取付状態及び摩耗・汚れ等が無いことを確認する。		
	アイドリング	始動させ確認する。(調整等含む)		
	燃料タンク・ホース	取付状態及び損傷・劣化等の無いことを確認する。		
List dol 7-to	フューエルジョイント	取付状態及び損傷・ガソリン漏れ等が無いか確認する。		
燃料系統	プライマリーポンプ	取付状態及び損傷・ガソリン漏れ等が無いか確認する。		
	船体燃料フィルター	清掃を行い、損傷・ガソリン漏れ等が無いか確認する。		
	バッテリー	液面を確認し、比重・電圧等を計測して記録する。		
	バッテリーターミナル	取付状態及び腐食等の無いことを確認する。		
	各配線	接続状況及び劣化等が無いかを確認する。		
	各スイッチ類	作動させ正常に動作することを確認する。		
電気系統	各ヒューズ	ヒューズ切れ及び劣化等が無いか確認する。		
	計器類	正常に表示・動作していることを確認する。		
	航海灯	取付状態及び損傷・変形の有無、正常に点灯するか確認する。		
	サーチライト	取付を行い、正常に点灯するか確認する。		
 その他	法定備品	法定備品に不足、期限切れがないことを確認する。		信号紅炎取替
こマクロ出		装置の状態、後片付け、清掃状況等、点検前の状態が復帰して		ロク紅火収省
	点検後の状態復帰	いることを確認する。		
		マ シー C で 7年間の 7 ら。		L

主) 1	結果判定	V:正常、	△:経過観察または要精密点検、	×:異常

- 2. 点検が実施できなかった場合は/を記入する。
- 3. 測定、計測を行ったものは数値を記入する。

特記事項:			

	午月日: 节州	<u> </u>	<u> </u>	只快 夫他				
設備名	作業船(あきづき3号)		設備区分	Ш	稼働形態		待機	
 装置区分	 点検内容		点検方	法		点検	結果	備考
X=-//						船外機 1	船外機 2	
	船体各部	目視により、クラック	・ 損傷等が無	いか確認する	0			
	ガンネル	目視により、損傷・変	変形・剥離等が	無いか確認す	る。			
	ハッチ類	損傷・変形等が無く、	開閉に支障が	無いことを確	認する。			
船体一般艤装	スカッパー	損傷・変形等が無く、	開閉に支障が	無いことを確	認する。			
	ドレンプラグ	取付状態及び船体内の)浸水等がない	ことを確認す	る。			
	防舷体	取付状態及び損傷・ク	て損等が無いこ	とを確認する	>			
	保留金具	取付状態及び損傷・ク	て損等が無いこ	とを確認する	•			
	ティラハンドル	取付状態及びがたつき	・動作具合等	を確認する。				
	ピボットシャフト	取付状態及び損傷・変	変形等が無いこ	とを確認する	5			
操舵系統	セルモーターのピニオン	取付状態及び損傷等が	(無いことを確	認する。				
	チルトロック	取付状態及び動作状態	まを確認する。					
	各リンク・ケーブル	取付状態及び駆動状態	まを確認する。					
	アノード	取付状態及び損傷・変	変形等が無いこ	とを確認する	>			
	塗装の状態	塗装状態(剥離)及び変	で色等が無いこ	とを確認する。)			
	燃料フィルター	取付状態及び汚れ等な	5無いことをを	確認する。				
	冷却水の上がり具合	作動状態及び水量等を	と確認する。					
	冷却水通路の洗浄	異物等を取り除き洗剤	争する。					
	エンジン	始動具合及び異常・昇	異常な振動等が	無いことを確	認する。			
	エンジンオイル	油量、粘度、汚れ等を	と確認する。					取替
	オイルフィルター	油量、粘度、汚れ等を	と確認する。					取替
エンジン系統	ギヤオイル	油量、粘度、汚れ等を	と確認する。					取替
	ガス・油・オイル・水漏れ	目視等により、漏れ等	幹が無いことを	確認する。				
	シフトの作動	作動状況を確認する。	(調整等含む)					
	スロットルの作動	作動状況を確認する。	(調整等含む)					
	チルトの作動	作動させ正常に動作す		 する。				
	プロペラ	取付状態及び損傷・変	変形等が無いこ	とを確認する				
	スパークプラグ	取付状態及び摩耗・治						
	アイドリング	始動させ確認する。(調整等含む)					
	燃料タンク・ホース	取付状態及び損傷・劣	6化等の無いこ	とを確認する	2			
	フューエルジョイント	取付状態及び損傷・力	ブソリン漏れ等	が無いか確認				
燃料系統	プライマリーポンプ	取付状態及び損傷・力						
	船体燃料フィルター	清掃を行い、損傷・カ			-	_		
	バッテリー	液面を確認し、比重・						
	バッテリーターミナル	取付状態及び腐食等の			-			
電気系統	<u> </u>	接続状況及び劣化等が						
	各スイッチ類	作動させ正常に動作す		-		_	<u></u>	
	各ヒューズ	ヒューズ切れ及び劣化		-			_	
その他	1	法定備品に不足、期間						信号紅炎取替
~C 07 U	法定備品	法置の状態、後片付い 装置の状態、後片付い				-		16万私火以省
	点検後の状態復帰	表 しいることを確認する。	、1月1月八亿节	、小阪門の人	ボルツを冲して			

注)1.結果判定 Ⅴ:正常、△:経過観察または要精密点検、	×:異常
-------------------------------	------

- 2. 点検が実施できなかった場合は/を記入する。
- 3. 測定、計測を行ったものは数値を記入する。

特記事項:			

設 備 名	作業船(上秋月丸)		設備区	分丨	Ш	稼働形態	待格	幾 系
装置区分	点検内容		点検	方	 法	•	点検結果	備考
前八/★· ,前几前至3十:	船体各部	目視により、エア漏れ	、損傷等	が無い	いか確認する) ₀		
船体一般艤装	空気弁	目視により、損傷等か	無いか確	認する	5.			
	ティラハンドル	取付状態及びがたつき	 動作具 	合等を	を確認する。			
	ピボットシャフト	取付状態及び損傷・変	ぎ形等が無	いこと	上を確認する) ₀		
操舵系統	セルモーターのピニオン	取付状態及び損傷等が	無いこと	を確認	忍する。			
	チルトロック	取付状態及び動作状態	を確認す	る。				
	各リンク・ケーブル	取付状態及び駆動状態	を確認す	る。				
	アノード	取付状態及び損傷・変	ぎ形等が無	いこと	上を確認する	, o		
	塗装の状態	塗装状態(剥離)及び変	色等が無	ハこと	とを確認する) _o		
	燃料フィルター	取付状態及び汚れ等か	無いこと	をを確	在認する。			
	冷却水の上がり具合	作動状態及び水量等を	確認する)				
	冷却水通路の洗浄	異物等を取り除き洗剤						
	エンジン	始動具合及び異常・昇	筆認する。					
	エンジンオイル	油量、粘度、汚れ等を	確認する)				
	オイルフィルター	油量、粘度、汚れ等を	:確認する	,				
エンジン系統	ギヤオイル	油量、粘度、汚れ等を	確認する)				取替
	ガス・油・オイル・水漏れ	目視等により、漏れ等	が無いこ	とを確	在認する。			
	シフトの作動	作動状況を確認する。	(調整等台	it)				
	スロットルの作動	作動状況を確認する。	(調整等台	it)				
	チルトの作動	作動させ正常に動作す	ることを	確認っ	ナる 。			
	プロペラ	取付状態及び損傷・変	形等が無	いこと	とを確認する) ₀		
	スパークプラグ	取付状態及び摩耗・汚	おい等が無	いこと	上を確認する) ₀		
	アイドリング	始動させ確認する。(調整等含む	P)				
	燃料タンク・ホース	取付状態及び損傷・劣	化等の無	いこと	ヒを確認する	·) ₀		
燃料系統	フューエルジョイント	取付状態及び損傷・カ	ブリン漏	れ等だ	が無いか確認	2する。		
X公本十5下市に	プライマリーポンプ	取付状態及び損傷・カ	ブリン漏	れ等だ	が無いか確認	とする。		
	船体燃料フィルター	清掃を行い、損傷・カ	ブリン漏	れ等だ	が無いか確認	3する。		
	バッテリー	液面を確認し、比重・	電圧等を	計測し	して記録する) ₀		
	バッテリーターミナル	取付状態及び腐食等の	無いこと	を確認	忍する。			
電気系統	各配線	接続状況及び劣化等か	無いかを	確認っ	ける。			
	各スイッチ類	作動させ正常に動作す	ることを	確認っ	する。			
	各ヒューズ	ヒューズ切れ及び劣化	2等が無い	か確認	忍する。			
	法定備品	法定備品に不足、期限	切れがな	いこと	とを確認する) ₀		信号紅炎取替
その他	点検後の状態復帰	装置の状態、後片付け いることを確認する。	、清掃状	况等、	点検前のお	常能が復帰して		

	注)	1.	結果判定	V:正常、	△:経過観察または要精密点検、	×:異常
--	----	----	------	-------	-----------------	------

- 2. 点検が実施できなかった場合は/を記入する。
- 3. 測定、計測を行ったものは数値を記入する。

74			
特記事項:			

設備名	作業船(おうしょう)	設備区分│Ⅲ│稼働形態│	待機	系
装置区分	点検内容	点検方法	点検結果	備考
	船体各部	目視により、クラック・損傷等が無いか確認する。		
	風防	目視により、損傷・変形等が無いか確認する。		
	ガンネル	目視により、損傷・変形・剥離等が無いか確認する。		
60 / 60 6** V	ハッチ類	損傷・変形等が無く、開閉に支障が無いことを確認する。		
船体一般艤装	スカッパー	損傷・変形等が無く、開閉に支障が無いことを確認する。		
	ドレンプラグ	取付状態及び船体内の浸水等がないことを確認する。		
	防舷体	取付状態及び損傷・欠損等が無いことを確認する。		
	保留金具	取付状態及び損傷・欠損等が無いことを確認する。		
	ステアリングホイール	取付状態及びがたつき・動作具合等を確認する。		
	ステアリングオイル	油量、粘度、汚れ等を確認する。		
	ピボットシャフト	取付状態及び損傷・変形等が無いことを確認する。		
操舵系統	リモートコントロールケーフ゛ル	取付状態及び損傷等が無いことを確認する。		
	セルモーターのピニオン	取付状態及び損傷等が無いことを確認する。		
	チルトロック	取付状態及び動作状態を確認する。		
	各リンク・ケーブル	取付状態及び駆動状態を確認する。		
	アノード	取付状態及び損傷・変形等が無いことを確認する。		
	塗装の状態	塗装状態(剥離)及び変色等が無いことを確認する。		
	燃料フィルター	取付状態及び汚れ等が無いことをを確認する。		
	冷却水の上がり具合	作動状態及び水量等を確認する。		
	冷却水通路の洗浄	異物等を取り除き洗浄する。		
	エンジン	始動具合及び異常・異常な振動等が無いことを確認する。		
	エンジンオイル	油量、粘度、汚れ等を確認する。		取替
	オイルフィルター	油量、粘度、汚れ等を確認する。		取替
エンジン系統	ギヤオイル	油量、粘度、汚れ等を確認する。		取替
	ガス・油・オイル・水漏れ	目視等により、漏れ等が無いことを確認する。		
	シフトの作動	作動状況を確認する。(調整等含む)		
	スロットルの作動	作動状況を確認する。(調整等含む)		
	チルトの作動	作動させ正常に動作することを確認する。		
	プロペラ	取付状態及び損傷・変形等が無いことを確認する。		
	スパークプラグ	取付状態及び摩耗・汚れ等が無いことを確認する。		取替 (必要性判断)
	アイドリング	始動させ確認する。(調整等含む)		
	燃料タンク・ホース	取付状態及び損傷・劣化等の無いことを確認する。		
IAN JOL - CIA	フューエルジョイント	取付状態及び損傷・ガソリン漏れ等が無いか確認する。		
燃料系統	プライマリーポンプ	取付状態及び損傷・ガソリン漏れ等が無いか確認する。		
	船体燃料フィルター	清掃を行い、損傷・ガソリン漏れ等が無いか確認する。		
	バッテリー	液面を確認し、比重・電圧等を計測して記録する。		
	バッテリーターミナル	取付状態及び腐食等の無いことを確認する。		
	各配線	接続状況及び劣化等が無いかを確認する。		
	各スイッチ類	作動させ正常に動作することを確認する。		
電気系統	各ヒューズ	ヒューズ切れ及び劣化等が無いか確認する。		
	計器類	正常に表示・動作していることを確認する。		
	航海灯	取付状態及び損傷・変形の有無、正常に点灯するか確認する。		
	サーチライト	取付を行い、正常に点灯するか確認する。		
 その他	法定備品	法定備品に不足、期限切れがないことを確認する。		
-	点検後の状態復帰	装置の状態、後片付け、清掃状況等、点検前の状態が復帰していることを確認する。		

注) 1	結果判定	∨ 正常.	へ・経過額	察または要精密点検	. × ·	異常

- 2. 点検が実施できなかった場合は/を記入する。
- 3. 測定、計測を行ったものは数値を記入する。

特記事項	:			

設 備 名	作業船(梅翔)	設備区分┃ Ⅲ ┃稼働形態┃		 終系
装置区分	点検内容	点検方法	点検結果	備考
	船体各部	目視により、クラック・損傷等が無いか確認する。		
	風防	目視により、損傷・変形等が無いか確認する。		
	ガンネル	目視により、損傷・変形・剥離等が無いか確認する。		
Au () An Askalla	ハッチ類	損傷・変形等が無く、開閉に支障が無いことを確認する。		
船体一般艤装	スカッパー	損傷・変形等が無く、開閉に支障が無いことを確認する。		
	ドレンプラグ	取付状態及び船体内の浸水等がないことを確認する。		
	防舷体	取付状態及び損傷・欠損等が無いことを確認する。		
	保留金具	取付状態及び損傷・欠損等が無いことを確認する。		
	ステアリングホイール	取付状態及びがたつき・動作具合等を確認する。		
	ステアリングオイル	油量、粘度、汚れ等を確認する。		
	ピボットシャフト	取付状態及び損傷・変形等が無いことを確認する。		
操舵系統	リモートコントロールケーフ゛ル	取付状態及び損傷等が無いことを確認する。		
	セルモーターのピニオン	取付状態及び損傷等が無いことを確認する。		
	チルトロック	取付状態及び動作状態を確認する。		
	各リンク・ケーブル	取付状態及び駆動状態を確認する。		
	アノード	取付状態及び損傷・変形等が無いことを確認する。		
	塗装の状態	塗装状態(剥離)及び変色等が無いことを確認する。		
	燃料フィルター	取付状態及び汚れ等が無いことをを確認する。		
	冷却水の上がり具合	作動状態及び水量等を確認する。		
	冷却水通路の洗浄	異物等を取り除き洗浄する。		
	エンジン	始動具合及び異常・異常な振動等が無いことを確認する。		
	エンジンオイル	油量、粘度、汚れ等を確認する。		取替
	オイルフィルター	油量、粘度、汚れ等を確認する。		取替
エンジン系統	ギヤオイル	油量、粘度、汚れ等を確認する。		取替
	ガス・油・オイル・水漏れ	目視等により、漏れ等が無いことを確認する。		
	シフトの作動	作動状況を確認する。(調整等含む)		
	スロットルの作動	作動状況を確認する。(調整等含む)		
	チルトの作動	作動させ正常に動作することを確認する。		
	プロペラ	取付状態及び損傷・変形等が無いことを確認する。		
	スパークプラグ	取付状態及び摩耗・汚れ等が無いことを確認する。		取替 (必要性判断)
	アイドリング	始動させ確認する。(調整等含む)		
	燃料タンク・ホース	取付状態及び損傷・劣化等の無いことを確認する。		
	フューエルジョイント	取付状態及び損傷・ガソリン漏れ等が無いか確認する。		
燃料系統	プライマリーポンプ	取付状態及び損傷・ガソリン漏れ等が無いか確認する。		
	船体燃料フィルター	清掃を行い、損傷・ガソリン漏れ等が無いか確認する。		
	バッテリー	液面を確認し、比重・電圧等を計測して記録する。		
	バッテリーターミナル	取付状態及び腐食等の無いことを確認する。		
	各配線	接続状況及び劣化等が無いかを確認する。		
またて 仕	各スイッチ類	作動させ正常に動作することを確認する。		
電気系統	各ヒューズ	ヒューズ切れ及び劣化等が無いか確認する。		
	計器類	正常に表示・動作していることを確認する。		
	航海灯	取付状態及び損傷・変形の有無、正常に点灯するか確認する。		
	サーチライト	取付を行い、正常に点灯するか確認する。		
その他	法定備品	法定備品に不足、期限切れがないことを確認する。		
		装置の状態、後片付け、清掃状況等、点検前の状態が復帰して		
	点検後の状態復帰	いることを確認する。		

注)	1	结里判定	\/ ·	正学	Λ.	・終渦組突すた	:は要精密点検、	×	・卑骨

- 2. 点検が実施できなかった場合は/を記入する。
- 3. 測定、計測を行ったものは数値を記入する。

特記事項:			

整備項目表

- (1) 寺内ダム管理所
 - 巡視船(てらうち)
 - ・作業船(てらうち1号)
- (2) 大山ダム管理所
 - 巡視船 (おおやま 1号)
 - 作業船(おおやま2号)
- (3) 小石原川ダム管理所
 - 巡視船 (あさくら)
 - 作業船(とうほう)
- (4) 両筑平野用水管理所
 - 巡視船(あきづき1号)
 - ・作業船(あきづき3号)
 - 作業船(上秋月丸)
- (5) 下筌ダム管理室
 - 作業船(おうしょう)
- (6) 松原ダム管理室
 - 作業船(梅翔)

整備項目表

管理所名	名称	部品等名称	規格等	単位	数量	備考
寺内ダム管理所	巡視船(てらうち)	エンジンオイル	SL 10W-30	L	2.1	取替
		オイルフィルターエレメント	5GH-13440-90	個	1	取替
		ギヤオイル	GL-4 #90	L	0.4	取替
	作業船(てらうち1号)	エンジンオイル	SL 10W-30	L	2.1	取替
		オイルフィルターエレメント	5GH-13440-90	個	1	取替
		ギヤオイル	GL-4 #90	L	0.4	取替
		バッテリー	PDL-D31R	個	1	取替
大山ダム管理所	巡視船(おおやま1号)	エンジンオイル	SL 10W-30	L	2.1	取替
		オイルフィルターエレメント	5GH-13440-90	個	1	取替
		ギヤオイル	GL-4 #90	L	0.4	取替
		信号紅炎	小型船舶用	組	1	取替
	作業船(おおやま2号)	エンジンオイル	SL 10W-30	L	2.1	取替
		オイルフィルターエレメント	5GH-13440-90	個	1	取替
		ギヤオイル	GL-4 #90	L	0.4	取替
		信号紅炎	小型船舶用	組	1	取替
小石原川ダム管理所	巡視船(あさくら)	エンジンオイル	SL 10W-30	L	2.1	取替
		オイルフィルターエレメント	5GH-13440-90	個	1	取替
		ギヤオイル	GL-4 #90	L	0.4	取替
	作業船(とうほう)	エンジンオイル	SL 10W-30	L	2.1	取替
		オイルフィルターエレメント	5GH-13440-90	個	1	取替
		ギヤオイル	GL-4 #90	L	0.4	取替
両筑平野用水管理所	巡視船(あきづき1号)	エンジンオイル	SL 10W-30	L	2.2	取替
		オイルフィルターエレメント	5GH-13440-90	個	1	取替
		ギヤオイル	GL-4 #90	L	0.7	取替
		信号紅炎	小型船舶用	組	1	取替
		バッテリ一固定金具	金具、ロープ	式	1	移設
	作業船(あきづき3号)	•	!			
		信号紅炎	小型船舶用	組	1	取替
	船外機1	エンジンオイル	SL SAE10W-30	L	1.1	取替
		オイルフィルターエレメント	3BJ-07615-0	個	1	取替
		ギヤオイル	GL-4 #90	L	0.4	取替
		エンジンオイル	SL SAE10W-30	L	1.1	取替
		オイルフィルターエレメント	3BJ-07615-0	個	1	取替
		ギヤオイル	GL-4 #90	L	0.4	取替
	/た ## が/ しまい ロ エ \	ギヤオイル	GL-4 #90	L	0.2	取替
	作業船(上秋月丸) 	信号紅炎	小型船舶用	組	1	取替
下筌ダム管理室	作業船(おうしょう)	エンジンオイル	SL 10W-30	L	2.1	取替
		オイルフィルターエレメント	5GH-13440-90	個	1	取替
		ギヤオイル	GL-4 #90	L	0.5	取替
		スパークプラグ	DPR6EB-9	本	4	※取替
松原ダム管理室	作業船(梅翔)	エンジンオイル	SL 10W-30	L	2.1	取替
		オイルフィルターエレメント	5GH-13440-90	個	1	取替
		ギヤオイル	GL-4 #90	L	0.5	取替
		スパークプラグ	DPR6EB-9	本	4	※取替

[※] スパークプラグの取替は、既設の電極にカーボン等が付着しているか確認し、取替の必要性を判断のうえ実施する。 取替の必要性がないと判断した場合は、予備品として納入するものとする。

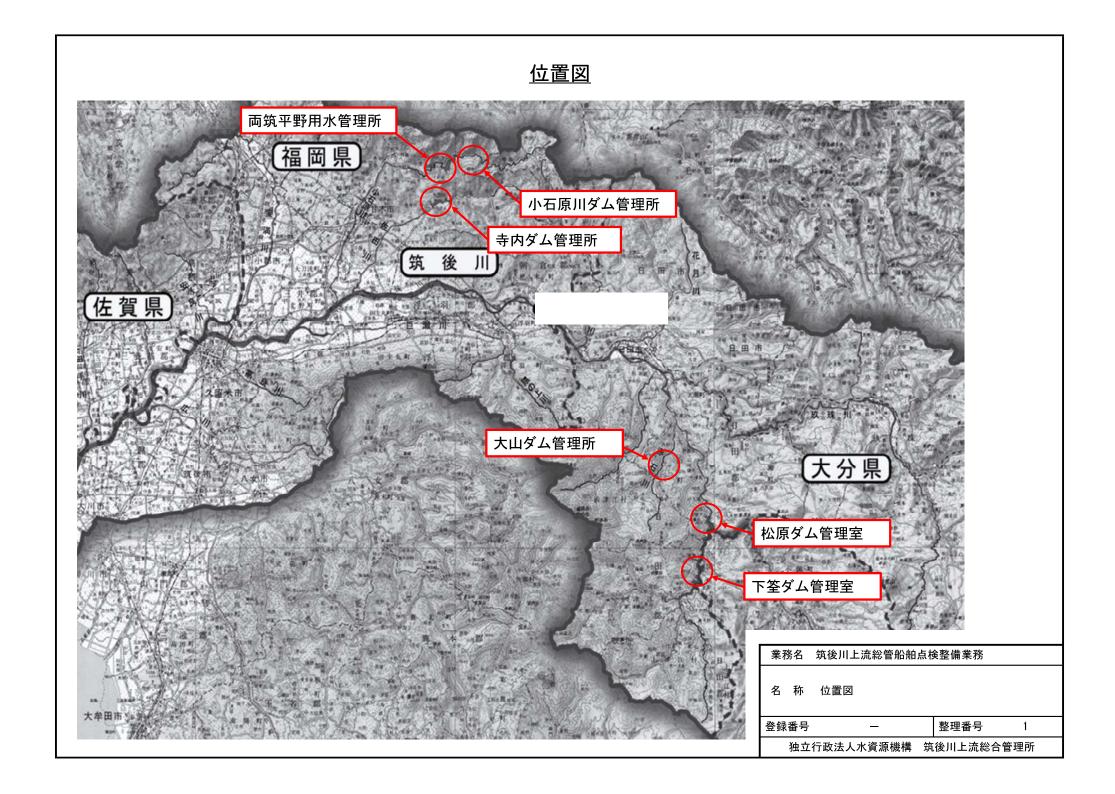
参 考 図

独立行政法人水資源機構筑後川上流総合管理所

参 考 図

図面目録

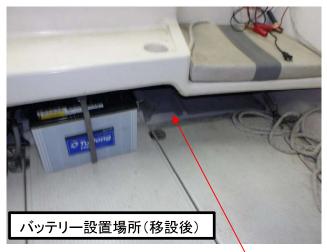
図面番号	図 面 名 称	登録番号	整理番号
1	位置図	_	1



参考資料

○両筑平野用水管理所 あきづき1号バッテリー固定金具移設

※写真のように両筑平野用水管理所のあきづき1号の 固定金具及び固定ロープを取り外し、バッテリーを左舷 シート下から中央部に移設し、固定するものとする。







○クレーン付きトラック、牽引台車



(案)

請 書

1 件 名 筑後川上流総管船舶点検整備業務

2 場 所 福岡県朝倉市矢野竹地内 外5箇所

3 期 間 自令和 年 月 日

至 令和 8年 2月13日

4 請負代金額 ¥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥

上記の施行をお請けするについては、別添の条項によって信義に従って誠実にこれを 履行します。

令和 年 月 日

)

受 注 者

独立行政法人水資源機構分任契約職 筑後川上流総合管理所長 前 田 剛 宏 殿

契 約 条 項

- 第1条 受注者は、別冊の仕様書及び図面並びに表記の事項に基づき、この契約を履行しなければならない。
- 第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、独立行政法人水資源機構(以下「発注者」という。)の書面による承諾を得たときは、この限りでない。
- 2 受注者がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、 特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書 の承諾をしなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権 の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明 する書類を発注者に提出しなければならない。
- 第3条 受注者は、履行内容の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 第4条 この契約の履行内容が第1条の図面又は仕様書に適合しない場合において、発注 者がその改造を請求したときは、受注者は、これに従わなければならない。
- 第5条 受注者は、この契約の履行が完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いのうえ、完成を確認するための検査を完了するものとする。
- 3 発注者は、前項の検査によって完成を確認した後、受注者が書面をもって引渡しを申 し出たときは、直ちに当該目的物の引渡しを受けるものとする。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払いの完了と同時に 当該目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにそ の引渡しをしなければならない。
- 5 受注者が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を履行の完了とみなして、前4項の規定を適用する。

- 第6条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払い を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に 請負代金を支払うものとする。
- 第7条 受注者の責めに帰すべき事由により、表記の期間内に完成しないときは、発注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。)第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額を損害金として受注者から徴収する。
- 2 発注者の責めに帰すべき事由により、第6条第2項の規定による請負代金の支払いが 遅れたときは、受注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時点に おける政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支 払遅延防止法」という。)第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額 を遅延利息として発注者に請求することができる。
- 第8条 受注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、請 負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければ ならない。
- 第9条 発注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、既済部分に対する対価を申し受けることとし、別途損害があるときは発注者と受注者とが協議のうえ、その損害の賠償を発注者に請求することができる。
- 第10条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の 請求に基づき、請負代金額(この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変 更後の請負代金額)の10分の1に相当する額を違約金(損害賠償額の予定)として発 注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令 (これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者 等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをい

- い、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法 (明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第 95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の規定する違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- 第11条 受注者が、業務を実施するに当たり、受注者は、発注者から預託された個人情報(生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいう。以下同じ。)について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。
- 2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を 得た場合は、この限りでない。
 - 一 発注者から預託された個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。 (業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合を含む。また、第三 者が受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定 する子会社をいう。)である場合も含む。)
 - 二 発注者から預託された個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、 複製し、又は改変すること。
- 3 受注者は、発注者から預託された個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人 情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、発注者から、預託された個人情報の取扱いの状況について報告を求められ

た場合は、直ちに報告しなければならない。また、受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

- 5 発注者は、本契約に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。また、発注者は、その目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本契約の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 6 受注者は、発注者から預託された個人情報を、業務終了後、廃止後又は解除後直ちに 発注者に返還又は廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指 示によるものとする。
- 7 受注者は、発注者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条 に係る違反等が発生したときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければな らない。
- 8 発注者は、受注者が第1項から前項までのいずれかに違反していると認められるときは、契約を解除することができる。
- 9 受注者は、前項の規定により、発注者が契約を解除した場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(専属的合意管轄)

- 第12条 発注者及び受注者は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟物の価額に従い〔甘木〕簡易裁判所又は〔福岡〕地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。
- 第13条 この契約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者と が協議して定める。